

# 1. 大東町内会会則

## 第 1 章 総 則

(名称・事務所)

第 1 条 本会は、大東町内会と称し、事務所を町内会館に置く。

(目 的)

第 2 条 本会は、会員の融和、親睦を図るとともに地域の発展を増進することを目的とする。

(構 成)

第 3 条 本会は、大東町内地域内に居住する者並びに事務所等を構えるもので構成する。

2. 本会の円滑な運営を図るため、地域を分け、班及び組を置く。

(入会・退会)

第 4 条 本会の入会に際しては、地域の組長、班長を通じ会長へ次の事項を届け出ることとする。

①所帯主名

②住所

③電話

④該当する班、組

2. 本会の退会に際しては、第 1 項と同様に届出をする。

3. 本会の目的にいちじるしく反するような行為等があった場合、該当する会員を退会させることができる。

(事 業)

第 5 条 本会は、前条の目的を達成するため次の部を置き、各々事業を行う。

総務部 — 総務に関すること。

会計部 — 会計処理に関すること

文化部 — 文化、体育並びにレクリエーション等の活動に関すること。

社会部 — 社会福祉活動に関すること。

生活環境部 — ゴミ等の収集連絡及び衛生に関すること。

防犯部 — 防犯灯の維持並びに防犯に関すること。

防災部 — 防災会の企画、運営に関すること。

広報部 — 市広報の配布及び広報の発行に関すること。

交通部 — 交通安全に関すること。

青年部 — 各種催事の推進と町内融和、親睦に関すること。

子ども会 — 児童の健全育成に関すること。

老人部 — 老人の融和、親睦に関すること。

祭典部 — 皇大神宮等の例大祭、その他の臨時事業等に関すること。

また、事業の継承・発展のため、若手の育成と、山車の保存などに関すること。

2. 大東町内会は、地震等の災害から町内居住者の被害防止を図るため防災会を置く。

## 第 2 章 役 員

(役 員)

第 6 条 本会には次の役員を置く。

会 長  
副会長 若干名  
部 長  
副部長 若干名を必要とする部に置く  
監 事 2名

町内在中の民生委員、その他、会長が特に認めた者

(役員任期)

第7条 役員任期は2年とする。ただし再任を妨げない。

2. 役員に欠員が生じた時、選出された役員任期は残任期間とする。
3. 役員は任期終了後、後任役員決定までその任にあたるものとする。

(班・組長・補佐)

第8条 第3条第2項の規定による班・組に班長・班長補佐、組長・組長補佐を置く。

2. 任期は1年とし、第7条第2、3項の規定を準用する。

(役員職務)

第9条 会長は、本会を代表し会務を統括する。

2. 副会長は、会長を補佐し会長事故あるときはこれを代行する。
3. 部長・副部長は、部の事業を企画・立案し、本会の運営上必要な事項を審議し行う。
4. 各役員は、防災会の役員を兼務する。

(班・組長の職務)

第10条 班長、組長は各々の班、組の運営上必要な事項を行う。

2. 班長・組長は、防災会の役員を兼務する。

### 第 3 章 会 議

(総 会)

第11条 総会は、定期総会と臨時総会とする。

2. 定期総会は、毎年1回(4月)開催し、前年度の収支決算および事業報告等をし、その年度の収支予算案その他の議案を決議する。
3. 臨時総会は、会長が必要と認めたとき、または会員の3分の1以上が会議の目的、理由を示して要求した時は、1ヶ月以内に開催する。
4. 総会は、出席者によって成立し、議事は2分の1以上の賛成によって決定する。賛否同数のときは、議長が決定する。
5. 同一議事について再開する時は、出席者のみにて開会及び決議することができる。

(役員会、その他の会議)

第12条 役員会等の会議は、必要に応じ随時開催する。

### 第 4 章 会 計

(会 計)

第13条 本会の運営費は、会費及びその他の収入による。

2. 会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終る。

(帳 簿)

第14条 会の会計を明らかにするため、次の帳簿を備える。

- ① 会員名簿
- ② 金銭出納簿

(監 事)

第 15 条 監事は、会計年度の終りに会計書類を監査し、その結果を総会に報告する。

## 第 5 章 細 則

(会 費)

第 16 条 会費は次の通り定める。

一般家庭は、年額 4,200 円とする。ただし、事業所は、年額 5,000 円とする。

2. 会費の額を改定するときは役員会において内定し、総会の承認を得る。

(役員を選出)

第 17 条 次期役員を選出は、3 月末日までに役員会または選考委員会で選出し、総会の承認を得る。

2. 選考委員は必要の都度、会長が指名する。

(慶弔費)

第 18 条 慶弔費は弔事のみとし、会員及び所帯の者の時とする。

金額は役員会の決定による。

(会館使用)

第 19 条 会館の使用料金は、本会の事業活動、慶弔等に使用するときには徴収しない。

2. その他の使用料は役員会で決定する。

3. 使用料徴収事務は会計が行う。

(感謝状その他の贈呈)

第 20 条 本会は、次の者に感謝状を贈ることができる。

① 役員として 3 期以上連続して務め退任した者。

② 本会に著しく貢献した者。

2. 前項の規定は感謝状と記念品とする。

3. 本会は、社会福祉事業等の団体、個人に寄付することができる。

4. 前項については、役員会で決定し総会に報告する。

(報 酬)

第 21 条 本会は、役員、班長及び組長に若干の報酬を支給することができる。

2. 金額は、役員会で決定し総会の承認を得る。

(会則改正)

第 22 条 会則の改正は、総会の議決を必要とする。

## 第 6 章 付 則

(施行時期)

- |                                    |      |
|------------------------------------|------|
| 1. この会則は、昭和 52 年度総会の承認を得たときより施行する。 |      |
| 2. この会則は、平成 8 年度総会の承認を得たときより施行する。  | 一部改定 |
| 3. この会則は、平成 9 年度総会の承認を得たときより施行する。  | 一部改定 |
| 4. この会則は、平成 16 年度総会の承認を得たときより施行する。 | 一部改定 |
| 5. この会則は、平成 18 年度総会の承認を得たときより施行する。 | 一部改定 |
| 6. この会則は、平成 19 年度総会の承認を得たときより施行する。 | 一部改定 |
| 7. この会則は、平成 23 年度総会の承認を得たときより施行する。 | 一部改定 |
| 8. この会則は、平成 28 年度総会の承認を得たときより施行する。 | 一部改定 |
| 9. この会則は、平成 30 年度総会の承認を得たときより施行する。 | 一部改定 |